

平成29年6月15日

平成29年第7回飯館村議会定例会会議録（第3号）



平成29年第7回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	平成29年6月15日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成29年6月15日 午前10時00分				
	閉会	平成29年6月15日 午前11時52分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員  出席 8名 欠席 1名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	相良 弘	○	2	高野 孝一	○
	3	渡邊 計	○	4	菅野 新一	○
	5	北原 経	○	6	松下 義喜	○
	7	伊東 利	○	8		
	9	飯樋 善二郎	○	10	大谷 友孝	△
署名議員	5番 北原 経	6番 松下 義喜			7番 伊東 利	
職務出席者	事務局長 但野正行	書記 北原美樹			書記 庄司伸也	
地方自治法 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名  ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	愛澤伸一	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	齊藤修一	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	飯野支所長	高橋正文	○
	教育長	中井田榮	○	教育課長	村山宏行	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	農業委員会会长	菅野宗夫	○	農業委員会局長	石井秀徳	○
	選挙管理委員会 委員長	高野京子		選挙管理委員会 書記長	愛澤伸一	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成29年6月15日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 発議第 1 号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）
- 日程第 4 議案第 58 号 平成29年度飯館村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第 59 号 平成29年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第 60 号 平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第 61 号 平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 62 号 平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 63 号 平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 10 議案第 64 号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 65 号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 66 号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 67 号 いいたて村の道の駅までい館設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 68 号 花卉栽培・多目的広場造成工事請負契約について
- 日程第 15 議案第 69 号 復興住宅エリア造成工事請負契約について
- 日程第 16 議案第 70 号 飯館村消防団第一分団機動部ポンプ車の取得について
- 日程第 17 議案第 71 号 道の駅「までい館」建設工事請負契約の変更について
- 日程第 18 質問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 19 閉会中の継続審査の件
- 日程第 20 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 21 議員派遣の件

## 会議の経過

### ◎開議の宣告

副議長（飯樋善二郎君） おはようございます。

本日、議長が都合により出席できませんので、かわって私が本日の会議を進行させていただきますので、よろしくお願ひを申し上げます。

ただいまの出席議員8名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

副議長（飯樋善二郎君） 本日の議事日程及び追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（俎野正行君） 報告いたします。

本日村長よりその他案件1件、人事案件1件の追加議案が送付されております。

次に、発議第1号国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）が、提出者松下義喜議員から提出されております。

次に、6月13日に、議会運営委員会が本定例会の日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、大谷友孝議長から体調不良のため本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

以上でございます。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

副議長（飯樋善二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番 北原 経君、6番 松下義喜君、7番 伊東 利君を指名します。

### ◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

副議長（飯樋善二郎君） 日程第2、村長の追加提出理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日、追加いたしました議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第71号ですが、道の駅「までい館」建設工事請負契約の変更についてでございます。

平成28年7月11日付で庄司建設工業株式会社と工事請負契約を結びまして工事を進めてまいりましたが、避難指示解除により本年3月31日以降の工事にかかる労務単価について特殊勤務費を減額する改定が生じましたので、当初の工事請負額を283万1,760円を減額する請負契約の変更について、皆さんに議決を求めるものでございます。

なお、変更後の契約金額は7億6,840万7,040円でございます。

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。

飯館村大倉字松ヶ平451番地、高木久子さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、その意見を求めるものでございます。

以上が、本日提出いたしました追加議案の概要でございます。よろしくご審議の上、御

議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

副議長（飯樋善二郎君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から追加議案について説明を求めます。

（午前10時05分）

◎再開の宣告

副議長（飯樋善二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時07分）

◎日程第3、発議第1号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）

副議長（飯樋善二郎君） 日程第3、発議第1号「国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

6番（松下義喜君） ただいま議題となりました国「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）を朗読をもって提出いたします。

東日本大震災から6年が経過し、平成23年度に創設された被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金は、被災児童生徒就学支援等事業交付金となり3年目を迎えた。被災した子供たちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能している。

平成28年3月11日に閣議決定された「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の「具体的な取組」の中にも、「被災した子どもが安心して学ぶことのできる教育環境の確保に取り組む」とある。

被災により、これからも経済的な支援を必要とする子供たちがたくさんいる。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学を保障するため、平成30年度以降も全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月15日

福島県相馬郡飯舘村議会議長 大谷友孝

復興大臣

文部科学大臣

総務大臣

財務大臣 宛てであります。

副議長（飯樋善二郎君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

提出者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号「国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号「国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災指導生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第58号 平成29年度飯館村一般会計補正予算（第3号）

副議長（飯樋善二郎君） 日程第4、議案第58号「平成29年度飯館村一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。

1番（相良 弘君） 資料No.2の19ページでございますが、その中に、地区集会所補修補助金が上程されております。行政区としては5行政区の補助でありますけれども、飯館村の行政区の中には行政区の集会所のほかに組の集会所がございます。それについての補助金は該当するのかどうかをお伺いしたいと思います。

総務課長（愛澤伸一君） 集会所の補助制度でございますけれども、10年以上前になるかと思ひますけれども、補助制度を設けてございまして、議員おただしのとおり、各行政区によつては1つだけではなくて、班単位で集会所を持っている、複数の集会所を持っているところもございます。その中で、不公平感が生じないような形で集会所の保全を図っていくかということで、その際に、集会所を各行政区に1つ、正集会所、メインとなる集会所を一つ決めてくださいと。残りの集会所については準集会所、サブ的な、補完的な集会所という位置づけで補助金の差別をしているところでございます。主集会所につきましては、建物の修繕、それから一部備品等々についても2分の1の範囲で補助をするという制度がございます。その制度を利用して、今回は5つの行政区からですが、補助の申請が上がつております。今回、事業費の2分の1の予算をお願いしているところでございます。

サブについては、制度だけでございます。

1番（相良 弘君） 一応、地区集会所の補助については今説明あったとおりですけれども、これは6年以上にわたる避難生活の中でなかなか手入れもできないということで補助制度になったと思うんですが、それとは別に、墓地について、6年から管理がなかなか行き届かなかつたと。今年もお墓参りするわけですけれども、大分修繕する箇所ができてきたんですけども、墓地についての補助金は考えているのかどうか、お伺いします。

総務課長（愛澤伸一君） 現在、ご要望があることは承知してございますが、今のところ、村としては制度を持ち合わせておりません。今後、もしあればですけれども、今のところは村の中では考えていないところでございます。

1番（相良 弘君） 墓地の整備については、各行政区ごとに、直すものは自己資金で直すと

いうことですね。

総務課長（愛澤伸一君） 今のところは村としての補助制度は持ち合わせていないということですございます。（「わかりました。終わります」の声あり）

副議長（飯樋善二郎君） そのほかございませんか。

4番（菅野新一君） 19ページなんですかけれども、総務管理費の花の作業人夫賃、下のほうの1項なんですかとも、内容をお聞かせ願います。

総務課長（愛澤伸一君） おただしのところは、総務管理費企画費の賃金、作業人夫36万5,000円とその2つ下、需用費、消耗品の中でご説明をいたしました花の苗代ということであろうかというふうに思っておりますが、こちらは、道の駅が8月にオープンするということで現在鋭意作業を進めているところでございます。オープンの時期に合わせまして、県道を挟んだ反対側の農地にはヒマワリを植えて、オープンの時期に花が咲くように今段取りを進めているところでございますが、道の駅の入り口付近には、現在、芝といいますか、草地での保全ということで今進めているものですから、オープンの時期に合わせて、県道沿いにやはり花が欲しいということで、今回、予算をお願いしまして、オープンの時期に合わせて咲くような花を整備したいということでございます。敷地に沿って細長く、およそ1メートル弱くらいの幅で道路に沿って植えたいというふうに考えてございます。

4番（菅野新一君） 花の種、消耗品費に入って、あと、ほかにブロンズ像というのも一緒になっておりますか。

総務課長（愛澤伸一君） こちらの企画費需用費、消耗品の内訳でございますが、ただいま申し上げた花の苗が160万円ほど充てることにしてございます。残りの80万円ほどが避難指示解除の際に作成しましたブロンズ像の追加分400個分でございます。当初、600個用意いたしまして、避難中大変お世話になった皆様に御礼の意味も込めて記念品という形でお渡しましたところでございますが、もっと幅広くご挨拶をしなければならないところもございますので、今回、追加で400個お願いしたいということでございます。

4番（菅野新一君） ブロンズ像を400個お願いしたという、今後もそういう方向でちょっとこそこ考へるということですか。

総務課長（愛澤伸一君） 当初作成しました600個と今回400個追加で合わせて1,000個ということですございますので、この辺を上限にしたいということで、これ以上の追加は今のところ考へございません。

4番（菅野新一君） 21ページの総務費の1項の15、工事請負費で道の駅「までい館」太陽光設備設置工事になっております。30キロのメガソーラーということになっております。それはどこにということですか。

総務課長（愛澤伸一君） 道の駅「までい館」でございますが、こちらは村の防災拠点という位置づけもございまして、停電になった際の非常電源を設置しなければならないということでございます。今般、補助を利用しまして、「までい館」で使用する電気、こちらを貯ための太陽光設備を設置することといたしました。職員用の駐車場がお客様用の駐車場とは別に建物の西隣りのほうに用意されておりますが、そちらのほうに屋根をかけるような形にして、その屋根の上に太陽光パネルを置いて電源を確保したいという考えでご

ざいます。

4番（菅野新一君） それでは、質問を変えます。

25ページ、社会福祉費の委託費であります、サポートセンター業務で、いいたてクリニックで今後やるという3,648万6,000円、この内容はどのような……。

健康福祉課長（齊藤修一君） ただいまのおただしの件であります、昨日の全協の際にもお配りしております資料の裏のほうに載ってございましたが、事業の中身といたしましては、1節の一般管理費、管理業務といたしまして、内容的には1,300万ほど。総合相談事業ということで340万ということで、あとはメインとなります地域交流サロンということで980万、高齢者等の見守り、安否確認活動ということで、これは送迎等々を考えているということで、この部分につきましては700万程度、総額で3,600万というふうに考えております。

以上です。

4番（菅野新一君） 27ページ、お願ひします。

27ページの農林水産業費の一番下の農業基盤整備事業、これの今の進捗状況などはいかがですか。

建設課長（高橋祐一君） 27ページの農業基盤整備工事ということですが、現在、27年度の災害復旧の部分を継続してやっている部分であります、再生加速化交付金のほうで事業を実施しております。その中では、請負費として村で14カ所の工事箇所があります。そのうち、2カ所がちょっと残っているような状況であります、その2カ所の分の工事費として、今回、1,477万5,000円の工事費ということで上げております。そのほか、直営工事、生活環境整備等で道路・水路の面の復旧ということで進めているわけでありますが、帰還、避難解除になってからまたいろいろな災害復旧のお話がありまして、現在、その辺を取りまとめているというふうな状況であります。

4番（菅野新一君） 31ページ、商工費であります、伊達市見城坂仮設設備解体工事になつていますけれども、電柱移転214万1,000円、このその内容というのをお伺いします。

復興対策課長（中川喜昭君） 31ページで、工事請負費で214万1,000円ほど今回計上しておりますが、当初では工事の本体について上げおりまして、今回、電柱移転、あとは給水管の撤去等々で追加という形で214万1,000円ほど計上させていただいております。伊達市の「見城坂」、これは「みじょうざか」というふうな工業団地名であります、避難になりましたから、村外での避難先での事業再開ということで、ここに石材業が3社と、あとは製造業者1社ということで利用してきたところでございます。この4社が今回3月31日に、伊達市のほうからの協議もございまして、退去という形で、今回、その仮設施設の解体をするものであります、伊達市のほうといろいろ協議をする中で、昨年、予算をとる際に、電柱4本、給水管等について、伊達市のほうから利用する企業があるかもしれませんということも見込みでありましたけれども、様子を見てほしいということでしたから、当初の設計にも上げていなかったということあります。4月以降に伊達市さんとのほうと協議をする中で撤去をお願いしたいというふうに要望があったものですから、今回、追加という形での予算を計上させていただいたということあります。

以上でございます。（「終わります」の声あり）

副議長（飯樋善二郎君） ほかに。

2番（高野孝一君） 19ページ、2款総務費1項総務管理費の財産管理費で、説明の中ではセンター地区の土取り場の保全管理、土砂流出防止対策をするんだというようなことで、賃金、重機借上料、補修用等の資材というようなことでそれぞれ金額が載っておりますけれども、あそこは土取り場として返されたというふうな経緯の中で、けさほども確認してきましたが、結構広い面積であります。重機を使って耕運して、人夫賃で牧草の種をまく、あるいは流出防止にこういう資材を使うんだというようなことですが、具体的にどのぐらいの面積を、どのような重機を使って、何をまくんだということについてお伺いいたします。

総務課長（愛澤伸一君） センター地区の土取り場でございますが、土取りが終了しまして、村のほうに返還をされたところでございます。表土が砂質でございまして、風が吹くと大分砂が飛ぶということでございまして、今般、土砂の流出といいますか、飛散防止の対策費として予算をお願いしているところでございます。

今おただしのとおり、しっかりとこの中で草をまくなりして管理をするにはとてもこの予算の中ではできないところでございまして、現在は、必要最小限度の保全管理といいますか、これから梅雨時になりますて雨が降るということですので、それで土砂が流出しないような対策、あるいは流出した際の保全、補修、あるいは一部草をまくということもあるかもしれません、ただ、全面的に管理をするということではなくて、いずれこちらには将来的な整備計画もあるわけでございまして、そういう計画が始まるまでの短期的な保全措置ということで、必要最小限度の範囲で対応させていただきたいというふうに考えてございます。

まく種ですけれども、今のところ、クローバー類を考えてございます。

2番（高野孝一君） 重機の借上の内容について、あるいは作業人夫賃の人数などはどのように計算しているのでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 場合によっていろいろ対応が変わってくるかなというふうにも思います。今おただしのとおり、一部草をまくということになれば、トラクターのようなものも必要になってくるでしょうし、あるいは土砂の流出に対する対応ということになれば、ユンボであったり、ブルドーザーであったりということなのかなというふうに思っております。そういうことで、臨機応変にといいますか、柔軟に対応してまいりたいということで、予算計上しておりますと対応がなかなか難しうございますので、今回、お願ひしているところでございます。

2番（高野孝一君） 予算を計上したわけですから、具体的な人夫賃はこういうことですよ、重機はこういうものを何台、こういうものを何台、そういう部分は承知していないわけありますか。

総務課長（愛澤伸一君） 浩みません、ちょっと資料を整理しますので、お時間いただきたいと思います。

2番（高野孝一君） それでは、時間ありますので、33ページ、消防費の工事請負費505万5,000円が第1分団の機動部の屯所の屋外給排水設備工事となっておりますけれども、これは当

初の屯所、第1機動部、第2機動部、同じような金額で査定され予算が計上されました。その際に必要な工事ではなかったのかなというふうに思っていますが、どうしてこれが別になったのか、理由をお伺いいたします。

総務課長（愛澤伸一君） おただしの点でございます。

今般、飯桶と草野の屯所の整備につきまして、業者からの提案方式によります整備ということで進めてまいりました。その中で、3月の末に当選案が決定して、現在、着工に入ったところでございます。その中で、建物の位置の確定の時期、あるいは建物の向き、こういったものについての協議を進めてまいりまして、今般、位置なり、向きなりが決まったところでございます。その中で、第1分団の屯所につきましては、隣接しております浪江国見線に直接消防車が出入りできるようにということで、浪江国見線の方向に向けて建物を建てることうに決意いたしました。その際、県道との協議が必要になりました、自動車の出入りのために、県道上の境界ブロック、歩車道境界ブロック、それから側溝等の入れかえも出てまいりましたので、当初の中では建物内の引き込み部分からの事業費は見ておったわけですが、本管からのつなぎ込みルート等についてはまだ未定だったために本体工事の中には含まれていなかつたということでございます。

それから、先ほどの資料でございます。大変申しわけございません。財産管理費の関係でございますが、作業人夫については、50人分でございます。それから、重機については、バックフォー、ブルドーザー、ダンプトラック等々を見てございます。

以上でございます。

2番(高野孝一君) 50人で106万の作業人夫というのは1日2万円に相当するんですけれども、これは適正な賃金だというふうに思っているんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 大変失礼いたしました。手元にあった資料はちょっと前の資料で、申しわけございません。75名分でございます。大変失礼いたしました。

2番(高野孝一君) 議会開催日に風が強い日などは本当に砂塵が舞い上がって、これは何とかしなければならないというふうに感じておりますので、ぜひ、面積も1段目は目視では3町歩近くあります、高い部分。2段目、3段目の調整池のほうまでは、そういう対応はしないということで、計画しているということですか。下の調整池のほうの部分についてはやらない。面積についてはどのような計画になっているんですか。

総務課長（愛澤伸一君） 今回、土取り場として整備をした面積は全体で10町歩程度かなというふうに思っておりますが、とてもこの予算の中で全体を管理することはできないというふうに思っております、必要に応じて、特に中学校の近接エリアを重点的に整備できればというふうに思っているところでございます。

2番(高野孝一君) 33ページに戻ります。

設計の段階では確定していなかったというような説明ですけれども、工事をする際には、やはり給排水管をどうするの、電気工事をどうするのという部分まできちんと精査して予算を組むというのは当然のことだというふうに思っていますけれども、それは今、答弁のあったように、アドバイスを受けてというようなことでおくれたというような話であります、その辺についての、今後、いろいろなこういう工事があるわけですけれども、最初

にやらなければならないというようなことをどのように理解しているのか、確認の意味で、答弁をお願いします。

総務課長（愛澤伸一君）　まさに議員おただしのとおりでございまして、今般、さまざまな事情が絡みまして、追加予算をお願いするような形となってしまいました。内容は、今申し上げたとおり、県道に直接消防車が出入りするための工事が必要になったということ。それから、現場に地盤がやはり弱いところがございまして、そちらの工事が必要になった。そんなことも追加で出てまいりましたので、今回、予算をお願いしてございます。

おただしのとおり、当初からあらゆる状況を鑑みて予算を計上するのはそのとおりでございまして、今後、十分留意してまいりたいというふうに思います。

2番（高野孝一君）　今回の事業費は一般財源というふうに記載されております。屯所自体の工事はたしか村債で対応するというふうなことだったと思うんですが、この部分については後で村債にというようなこともあるんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君）　本体工事のほうは、ご承知のとおり、28年度からの繰り越し事業という形で実施しております、いわゆる起債の協議については終了しているということでございまして、そちらの追加工事分については一般財源で対応させていただきたいということでございます。

2番（高野孝一君）　そうすると、最初から設計を組めばこれらについても村債適用になったというようなことで理解します。今、話にあったように、繰越明許費で今工事が進んでいるわけなんですけれども、現在の進捗状況と完成予定というのはどのようにお考えなんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君）　鋭意、今現場は進めておりまして、基礎工事が今進められている状況かなというふうに見ております。およそ8月、9月中旬くらいまでには完成させたいということで今工事を進めておるところでございます。

2番（高野孝一君）　37ページ。

10款教育費の2目飯館村公民館費18節備品購入費として30万3,000円計上されておりますけれども、説明の中では、飯館村をテーマにした版画がもう1点ありましたので、購入したいというふうな説明がありました。とすれば、中島画伯が村をテーマにした作品を今後何点か版画として作成した場合は村として購入する計画なのかどうか、お伺いいたします。

村長（菅野典雄君）　中島さんが飯館村の名前を入れてくれたというのは、村がまでい大使にしております野崎さんという方のつながりがあったので、特例中の特例で2つつくっていただいたということでありまして、二度とそういうことはないというふうに思っておりますので、頼んでも多分ないはずでありますので、これで終わりということでございます。

2番（高野孝一君）　そういうことであるというようなことは理解しましたが、計画場所についてはどのようにお考えなんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君）　現在、ふれあい館に1点掲示されておりますので、同じくふれあい館のほうに掲示をしたいというふうに考えております。（「終わります」の声あり）

副議長（飯樋善二郎君）　ほかに質疑はありませんか。

7番（伊東 利君） 27ページの、先ほども質問がありましたけれども、15、農業基盤整備工事で野沢と野手上の災害復旧だということですが、私もさっきから見ているんですけれども、災害の内容、状況というのはどうだったんでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 農業基盤整備工事の内容ですが、基本的に水路、農道部分のり面の崩落という部分がメインかというふうに思われます。今回の野沢についても、野沢ため池の下流側の水路のところが洗掘されまして、上の農地が落ちているというふうなところをブロック等で復旧したいというふうに考えております。野手上に関しては、農道という扱いでのり面の部分をやはり土どめをしなくてはいけないというふうな工事になっております。

7番（伊東 利君） わかりました。

しかば、この工事というのはいつ完了なのか。間もなく梅雨時、災害が発生する時期も来ますので、それに間に合うようにでき上がるのか、予算通ればでき上がることなのかどうか、お伺いします。

建設課長（高橋祐一君） 実は、これは27年度ということで、そのときの災害ですが、いろいろな補助事業を入れながら、昨年度、設計書の委託のほうをかけて、今年度、発注という計画にしております。おただしのとおり、今後、雨によりまた災害が起きるというふうな懸念はされますが、現在この発注をしまして、やはり12月まではかかるというふうに見込んでおります。

7番（伊東 利君） 大変な災害で件数も多かったということで、進まないのはわかりますけれども、これは災害復旧ですから、やっぱりある程度の進行を早めないと、次の災害にも拡大するというふうなことになるのではないかと思っての質問であります。ぜひ、大変ではあると思うんですけども、その復旧を早めて、やっぱり次の災害につながらないようにぜひやっていただきたいと思います。

次に、33ページで伺います。

教育総務費の7番賃金にあるんですけれども、臨時雇用で、説明では設計士の事務補助員だと伺ったような気がするんですが、この考え方について伺います。

設計というのは、どういう設計、私の設計という頭は、設計業者がやる設計だと思って考えるんですが、それはそちらのほうで準備するのが当たり前で、村でこここの設計というのは、想定するというのか、概算の設計なのか、どういうことでこの事務員が必要なのかというものを伺いたい。

教育課長（村山宏行君） 10款教育費の事務局費の7賃金の臨時雇用ということなんですが、現在、学校等再開整備に係ります技術部門、管理のほうが必要ですので、その技術部門ということで、整備推進室ということで4名の技術補佐を置いて、また建設課のほうから1名、室長ということで置いて、5名体制で今行っているわけなんですが、今後、60億近くの事業を動かすということがありますので、膨大な事務が発生することが予想されます。技術者自体の事務に加えまして、そういう図面の管理ですとか、それから、細々した書類、そういうところの事務補助がどうしても必要ということで、今回、1名、要求させていただいたというところでございます。

7番（伊東 利君） それはそういう部門の管理をする1名と、こう理解すればいいのね。

次に、35ページです。

教員住宅の件について伺います。941万6,000円で草野小学校の教育住宅2棟分を改修するんだということあります。改修はわかります。ここをどのように利用するのかということを伺います。

教育課長（村山宏行君） 教員住宅、現在、草野小学校の東側に2棟、校長住宅と教員住宅がありますが、こちらの改修を予定しての工事費でございます。今後の利用ですが、現在、先生1名、入っておりまし、あと、今回、村のほうで委託をしております学校改修の事業の技術者も1名入っているところでございまして、基本的に改修が終わった後は、学校の先生方に利用いただくということで予定しておりますところでございます。

7番（伊東 利君） 先生が利用して、そこで教育してくれるための居住というのであれば大変いいんですけども、私は、いっぱい住宅がありまして、かなりの数やっていますよね。それがあつて、ここを修繕しても、後、使わないのでという、そちらにつながるんじやないかなという心配でした。今使つていて、将来も使うというのでは、それは結構でございます。終わります。

副議長（飯樋善二郎君） ほかに。

5番（北原 経君） それでは、2点ほどお聞かせください。

19ページの一番下の需用費の消耗品で、先ほど菅野議員さんからも質問ありました。ブロンズ像の400体というふうな説明を受けましたけれども、246万7,000円というものの割合はどんなふうになっているか、もう一度、お聞かせください。

総務課長（愛澤伸一君） ブロンズ像でございますが、1体2,000円でございます。2,000円の消費税の400個ということで、86万4,000円でございます。

5番（北原 経君） これは追加ということなんでしょうか。ふれあい館で帰村の式典のとき皆さんにあげたものと同じものなのでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 同じものでございます。

5番（北原 経君） このブロンズ像が、例えば招待客とかそういった方に、あとは来ていた方だけでこの前は配布したのか、それとも、村民どのくらいまであげたいと思ってこれを最初つくって、今回、この400体をどのレベルまでの皆さんに配布したいという形でつくったのか、その辺をお聞かせください。

村長（菅野典雄君） 実は、3月31日、まさに記念の村のいわゆる避難指示解除であります。そのセレモニーに来た方に差し上げたいというのが全くの趣旨でございました。約300人から350人ぐらい来られたということでありまして、その後も、いろいろ多くの人たちが来たりしているものですから、あるいは村に関係する方もいましたので、結構、やっぱり出ていっているということなので、そうしますと、やはりこれからいろいろな方たちにやはり村の記念として出すということで、一応600頼んだんですが、あと400ぐらいは型が残っている間に頼んでおいたほうがいいだろうということで、今回頼ませていただいたということであります。

一方で、各家庭全部に配るべきではないかというのもあったんですが、なかなか、やは

り、もらっても「何なの、これ」という方に差し上げても、それよりは、やはり村のまでいライフなり、あるいは避難の中で一生懸命頑張っているというのをわかつていただける方にお配りするのが本筋じやないかということで、今、追加してありますので、まだまだいろいろな形では使えると、このように思っているところであります。

飯館村の思いを伝えるものとしては、かなり多くの人たちから、すごいものをお配りしたねと。今、総務課長が2,000円という話はしましたけれども、誰も2,000円とは思っていないようあります。そういう意味では、制作者がかなり安く出してきていただいている。あるいは磨いてもいただいている、こういうことでありますので、そういう中で安く手に入るということですので、今回、追加させていただいて、これから使い道を考えていきたいと、こういうことあります。

以上であります。

5番（北原 経君） そうしますと、今後、また追加になることもありまするということでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今のところ、考えてはいません。ただ、私も、私も、というふうに村民の方になるとなればこれは別でありますけれども、ほとんど、これだけふやしているわけでありますから、ある程度でいいのではないかなど、このように思っているところであります。

5番（北原 経君） 29ページの民家園のふるさとの修繕工事100万円、トイレと内装との工事費なんですけれども、この内容をちょっとお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 民家園の修繕工事ですが、この工事の財源については、国の加速化交付金を使うということで、今、発注に向けて復興庁と協議をしている部分もございます。その中で、交付金活用の場合は、きこりもそうでしたけれども、今ある現状のものと同等のものの改修が条件とされているという状況でございます。今回、計上されている部分としては、民家園の中のトイレ、これは汲み取り式になっている状況であります。ですので、やはり浄化槽等、あとは便座等の改修ということで、当初では、浄化槽とか、水洗とか、ウォシュレットという部分もお話をしておりますが、若干予算的に足りない部分が出てくるということと、あとは内装の部分、土壁とかいろいろ、あとは障子戸があるわけですが、その辺もちょっとレベルを上げるという意味では、なかなか交付金に該当しない部分もありますので、今回、この100万円を上げさせていただいて、それで対応していきたいという内容になっております。

以上であります。

5番（北原 経君） 当初、民家園に関しまして、屋根のふきかえという工事、この間もちょっとお話ってきたような気がするんですけども、それに関してはどんなふうに今なっているのでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 当初のほうで、民家園の本体工事のほうは上げさせていただいておりまして、予算委員会の中でもご議論いただいたところであります。その時点でもお話をさせていただきましたが、今後の維持管理関係を考えたり、あとはカヤぶきとなる原材料、あとはふきかえをする職人の方がやはりいなくてかなり大変だという状況も聞いて

いるということで、村としては、鋼板製という形でのふきかえということで計画したところでございます。

復興庁のほうともその辺の内容について協議をしたところ、金額的、あと維持管理が今後費用が高くなるということも踏まえれば、鋼板製という部分の変更も大丈夫だということもありまして、村としては、先ほど言った維持管理の部分、あとはカヤのふきかえが今後進む中での大変さも出てくるということで、鋼板製とさせていただいたということで、今現在、鋼板製でのふきかえ、あとは民家園の改修等を行って行くという計画でおるところであります。

以上であります。

5番（北原 経君） そうしますと、修繕をこういった形ですることなんですかけれども、国の予算の関係上、トイレに関しては予算が組めなかつたということで、今回補正に上がつたということで、再度、よろしいんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） トイレの部分については、汲み取り式とか、そういう内容がなかなか國の方もわからない部分もありますて、若干その辺で、ちょっとウォシュレットとか、そういう部分までがなかなか認めさせていただけなかつたという部分もありますので、今回、単独という形になるかもしれませんけれども、今後、協議しますが、そのような形で進めていきたという内容です。

5番（北原 経君） 例えば、先ほどの高野議員の屯所と同じで、やはり普通、その建物を直すとかという場合においては調査に入りますよね。調査に入ったら発注をするわけなんですけれども、やはり、当然、悪いところ、壊れているところ、修繕しなくてはならないところは、その段階で当然チェックに入って、わかってそれを発注するわけですから、やはりこのような理由があるならば、それは理解はしたわけですけれども、今後、やっぱり、いろいろなところ、そういうものをする場合においては、追加、追加ということのないようなやはりきちっとした形で発注することを努めさせていただきたいと思います。

以上です。

#### ⑤休憩の宣告

副議長（飯樋善二郎君） 暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

（午前11時00分）

#### ⑥再開の宣告

副議長（飯樋善二郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

（午前11時15分）

副議長（飯樋善二郎君） 6番 松下義喜君。

6番（松下義喜君） それでは、19ページの役務費の327万円の広告料でございますが、年賀はがきを5円安くするというようなご説明等ございました。内容についてもうちょっと詳しく、どういう思いで、どういう成果を求めているのか、お聞きいたします。

村長（菅野典雄君） 全く考えていなかつたことなんですが、郵便局のほうが二枚橋郵便局の局長さんの案内で福島郵便局東北の郵便のほうの方が来て、実は今、関西のほうで2つ、3つ、自治体の宣伝ということで、年賀状にそれぞれの思いを、広告を入れると、こうい

うものがあるのだけれども、まだ東北では全然、そちらをやっていないので、どうだろうなという話がありましたので、3月31日の広告もありましたが、何せこの災害の間にかなり多くの方たちに温かい支援をいただいているわけであります。整理はしていませんが、物品の応援、それから人の応援、それから支援金の応援、数にしますと多分何万というふうになるんじゃないかなという気がいたします。そういう意味では、飯館村をPRするというよりは、今までの支援に対しての感謝の心を一つでも多く伝えていくということが大切ではないか。300万円というのは大金でありますけれども、ふるさと納税、あるいは義援金でそれの何十倍、何百倍とももらっているわけでありますから、その一部をやはり感謝の言葉に、飯館村の村民の心をやっぱり伝えていくということが大切ではないかと、このように思いましたので、すぐにその話に乗らせていただきたいと、こういうことで、今回、補正予算で300万を計上させていただきました。30万印刷ということでございますの1人何百枚、何十枚買うかわかりませんが、その人たちが、少なくとも自分のところではなくて、多くの知人なり何なりに年賀状を出すわけでありますから、かなりの人が飯館村の思いを感じ取っていただけたのではないかと、そうしますと、300万以上の村の思いが伝わるのではないかと、このように思った次第でありますので、何とぞご理解をいただければというふうに思っております。

6番（松下義喜君） それでは、そのはがきの販売元というか、郵便局指定とか、そういうふうにされるんですか。そこら辺、ちょっと詳しく。

村長（菅野典雄君） 県内一円だそうです。ということですので、それを言えばどこでも買えるということだと思うんですが、30万枚ですから、福島県内でどれだけが出て、そのうちの30万枚が何%なるのかわかりませんが、ただ、こちらとしては、できるだけ二枚橋郵便局に多く持ってきていただければ、皆さん方が、村民が買いやすいのではないかと、このようにお話をしたところであります。

以上です。（「終わります」の声あり）

副議長（飯樋善二郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号「平成29年度飯館村一般会計補正予算（第3号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号「平成29年度飯館村一般会計補正予算（第3号）」については原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第59号 平成29年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

副議長（飯樋善二郎君） 日程第5、議案第59号「平成29年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号「平成29年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号「平成29年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第60号 平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

副議長（飯樋善二郎君） 日程第6、議案第60号「平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号「平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号「平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第61号 平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

副議長（飯樋善二郎君） 日程第7、議案第61号「平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号「平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号「平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第62号 平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）

副議長（飯樋善二郎君） 日程第8、議案第62号「平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号「平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号「平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第63号 平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

副議長（飯樋善二郎君） 日程第9、議案第63号「平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号「平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号「平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第64号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

副議長（飯樋善二郎君） 日程第10、議案第64号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号「館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第65号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

副議長（飯樋善二郎君） 日程第11、議案第65号「東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号「東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号「東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第66号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

副議長（飯樋善二郎君） 日程第12、議案第66号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

副議長（飯樋善二郎君） これから議案第66号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第

「1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第67号 「いいたて村の道の駅までい館設置条例の一部を改正する条例

副議長（飯樋善二郎君） 日程第13、議案第67号「いいたて村の道の駅までい館設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号「いいたて村の道の駅までい館設置条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号「いいたて村の道の駅までい館設置条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第68号 花卉栽培・多目的広場造成工事請負契約について

副議長（飯樋善二郎君） 日程第14、議案第68号「花卉栽培・多目的広場造成工事請負契約について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号「花卉栽培・多目的広場造成工事請負契約について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号「花卉栽培・多目的広場造成工事請負契約について」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第69号 復興住宅エリア造成工事請負契約について

副議長（飯樋善二郎君） 日程第15、議案第69号「復興住宅エリア造成工事請負契約について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号「復興住宅エリア造成工事請負契約について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号「復興住宅エリア造成工事請負契約について」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第70号 飯館村消防団第一分団機動部ポンプ車の取得について

副議長（飯樋善二郎君） 日程第16、議案第70号「飯館村消防団第一分団機動部ポンプ車の取得について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

2番（高野孝一君） 議案説明資料No.3に、ポンプ車の仕様並びに装備品、付属品について細かく書かれておりますけれども、第1点目、車両全体として、昨年導入した第二分団の機動部の消防ポンプ車と比べて同じものであるのかどうか、お伺いします。

総務課長（愛澤伸一君） 基本的な仕様は同じでございます。

2番（高野孝一君） 仕様はわかるんですけれども、納入される車両はどのようにになっているんでしょうかということです。

総務課長（愛澤伸一君） 同じ型式のものを導入する予定でございます。

2番（高野孝一君） そういう中で、昨年と比較して付属品の追加があったというような説明でありますけれども、再度、どの部分が多くなったのか、お伺いいたします。

総務課長（愛澤伸一君） 説明資料3の18ページ、19ページでございますけれども、消防団あるいは飯館消防分署等々と協議をいたしまして、昨年導入した消防ポンプ車の実態、こういったことも踏まえて追加するものがないかということで、今般、計画をいたしまして、18ページ下の表、附属品となっておりますうちの8番、中継用媒介金具、65ミリの雌・雌が2個、雄・雄ということで、連携用の金具が両方とも同じ型のものを前回は導入していなかったということで、そういった反省もございまして、今回これを追加してございます。

続きまして、19ページの15番でございます。放口媒介金具ということで、65ミリのねじ雌に、MCマルチコネクターの雄4個ということでございます。議員は既にご承知でございますが、マルチコネクターというのは、ホースの直径が違うものをそれぞれつなぐことができる種類のつなぎ込みの金具でございまして、当初、昨年は同じ大きさのもので購入しておりましたが、今回は、複数のホースの太さに対応できるようにということで、こちらに仕様を変更してございます。

それから、もう一つは、27番のスタンドパイプということでございます。こちらは地下式の防火水槽から水を引き上げる際に、垂直に給水口から下に落としてやるパイプでございます。給水用の縦型のパイプを1本導入したいということで、こちらを追加してございます。

2番（高野孝一君）　ただいま説明あった附属品については、現段階の中では必要なものというふうに理解しております。そういった中で、昨年導入した第二分団にも今後設置すべきものというふうに思っていますが、その点はどのようにお考えなんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君）　現在、各分団において必要な備品の点検を行っていただいているところでございます。避難から6年たちまして、消防資材等の老朽化も進んでいるということで、背中に背負って山火事に行くジェットシュー等も一部破損が見られるということでありまして、そういったことも含めて、備品の点検を今お願いしているところでございまして、そういった点検が終了しましたら、また改めて予算のほうをお願いするようになろうかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

こちらの追加の備品についても、団のほうと協議をしながら、必要なものについて整備を進めてまいります。

2番（高野孝一君）　装備とは関連はしないんですけども、昨年導入したポンプによって、古い消防ポンプ自動車が現在も屋外に置いてあります。今後、12月までの納期を過ぎれば、古い消防ポンプ自動車が2台になります。工事等では、入札によってある程度の金額の部分を収入として見ていくわけなんですが、この2台の消防ポンプ車の処分について、どのようにお考えか、お伺いします。

総務課長（愛澤伸一君）　基本的には、処分の方向で考えてございます。ちょっと時間がおくれておりますて大変申しわけございませんが、早急に処分する手続をとりたいというふうに思います。

2番（高野孝一君）　その処分の方法なんですけれども、入札にするのか、丸々商店にどうぞ持つていってくださいというようなことなのか、これについて伺っているわけなんです。

総務課長（愛澤伸一君）　まだ内部で正式に決めたわけではありませんけれども、なるべく高い金額で買っていただけるような方法を検討してまいりたいと思います。

副議長（飯樋善二郎君）　ほかに質疑はありませんか。

1番（相良弘君）　今の高野議員の質問に関連するんですけども、消防ポンプ車の取得については、平成4年度に購入した車両が耐用年数が経過だということなんですねけれども、平成4年度に購入した車両についてはまだ使用するのか、それとも、どこかに処分するのかをお伺いしたいと思います。

総務課長（愛澤伸一君）　第一分団の現在保有しております消防ポンプ車につきましても、新しい車両が入りましたら、保管する場所もございませんし、なかなか管理にも費用がかかりますしということで、処分する方向で考えているところでございます。

1番（相良弘君）　そうすると、今の説明を聞きますと、別に平成4年度に購入した車両については処分じゃなくて、新たに今度増車ということになるわけですね。

総務課長（愛澤伸一君）　いいえ、平成4年度に購入しました現在の消防ポンプ車につきまし

ては、新しい車両が入りましたら処分の手続をとりたいということでございます。（「わかりました」の声あり）

副議長（飯樋善二郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第70号「飯館村消防団第一分団機動部ポンプ車の取得について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号「飯館村消防団第一分団機動部ポンプ車の取得について」の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第71号 道の駅「までい館」建設工事請負契約の変更について

副議長（飯樋善二郎君） 日程第17、議案第71号「道の駅「までい館」建設工事請負契約の変更について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

2番（高野孝一君） 説明では、福島県が定める労務単価等から避難指示解除によって特殊勤務費を減額するというふうになっております。特殊勤務手当については、除染作業員等々初め、村の職員も支給されていたわけであります。とすると、県単価は、村の公共事業においても支給されているものというふうに理解しておりますが、その点はどうなっているんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 今般、道の駅「までい館」の中で、特殊勤務費について減額をさせていただくわけでありますが、その他の工事の中では特段見ているというわけではなくて、ほかの工事の中では今般のような影響は出て来ないところでございます。

道の駅につきましては、一部、トイレの部分等については、県の保有の財産ということになるようございまして、県と協議をしましたところ、建設費の中ではこれは必ず見なければならないという指導がございまして、当初の設計費の中に盛り込んで工事を進めてきたということでございます。

2番（高野孝一君） そうすると、交流センター初め、消防分署、大谷地の住宅等々がこれまでにも整備されてきましたし、現在、大谷地住宅が第2期工事中であります。そういう中で、村の工事費については、特殊勤務費、特殊勤務手当というものが算入されていないんだという部分が私には理解できないんですが、そのとおりでよろしいんでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 特殊勤務手当の件ですが、基本的に除染作業、電離則に従えば、当然、勤務手当は必要になります。ただ、村が発注している部分でありますと、土木工事、建築工事、多々あるわけなんですが、基本的に特殊勤務手当は発注者側の意向でという部分が一部あります。そういう部分で振り分けとしましては、土木工事、屋外で

やることに関しては基本的には特殊勤務手当を計上していた。建築等の関係については、屋内工事があるということで、特殊勤務手当をまだ除いていたというふうな経緯で来ております。今般、避難解除になりまして、4月以降については、その勤務手当がなくなったと。ただ、いろいろな事業との絡みがありまして、やはり、その事業によっては、継続しなくてはいけない部分があるものですから、そういうことで、勤務手当が入っているもの、入っていないものというふうな形で分かれてはきております。そういう形で、土木工事、建築工事で、村としては振り分けをしながら整理をしております。

2番（高野孝一君） 確認しますと、例えば交流センターであれば、基礎工事は屋外工事になるわけなんですかでも、そういう部分については、上の部分は入っていません、下の部分は入っていますじゃなくて、建物そのものが建築工事の一体だというふうに捉えて、村では算入されていないということで理解してよろしいんですか。

建設課長（高橋祐一君） 基本的にはそういう考え方で進めております。（「終わります」の声あり）

副議長（飯樋善二郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号「道の駅「までい館」建設工事請負契約の変更について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号「道の駅「までい館」建設工事請負契約の変更について」の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

副議長（飯樋善二郎君） 日程第18、議案第72号「人権擁護委員の任命につき同意をもとめることについて」を諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」に訂正いたします。日程第18、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」の件を議題とします。これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」の件を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」の件は、同意することに決定しました。

◎日程第19、閉会中の継続審査の件

副議長（飯樋善二郎君） 日程第19、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員長から地方自治法第109条の2第4項に規定する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第20、閉会中の所管事務調査の件

副議長（飯樋善二郎君） 日程第20、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長から学校再開に向けた学校等施設及び教育内容等の状況調査について、産業厚生常任委員長から村内営農再開状況について、分収造林の分収割合等調査特別委員会委員長から公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社（旧社団法人福島県林業公社）分収造林の分収割合等の変更について、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員長からこれまでの経過と課題等の取りまとめについて、会議規則第75条の既定により閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。各常委員長から申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり許可することに決定しました。

◎日程第21、議員派遣の件

副議長（飯樋善二郎君） 日程第21、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

副議長（飯樋善二郎君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、平成29年第7回飯舘村議会定例会を閉会します。

長い間、ご苦労さまでした。

（午前11時52分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年6月15日

飯 館 村 議 会 副 議 長 飯 館 義 二郎

同 会議録署名議員 北原 久空

同 会議録署名議員 松下 義吉

同 会議録署名議員 伊東 利

